

免許番号 区第50号

漁場の位置 姫路市大塩町地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

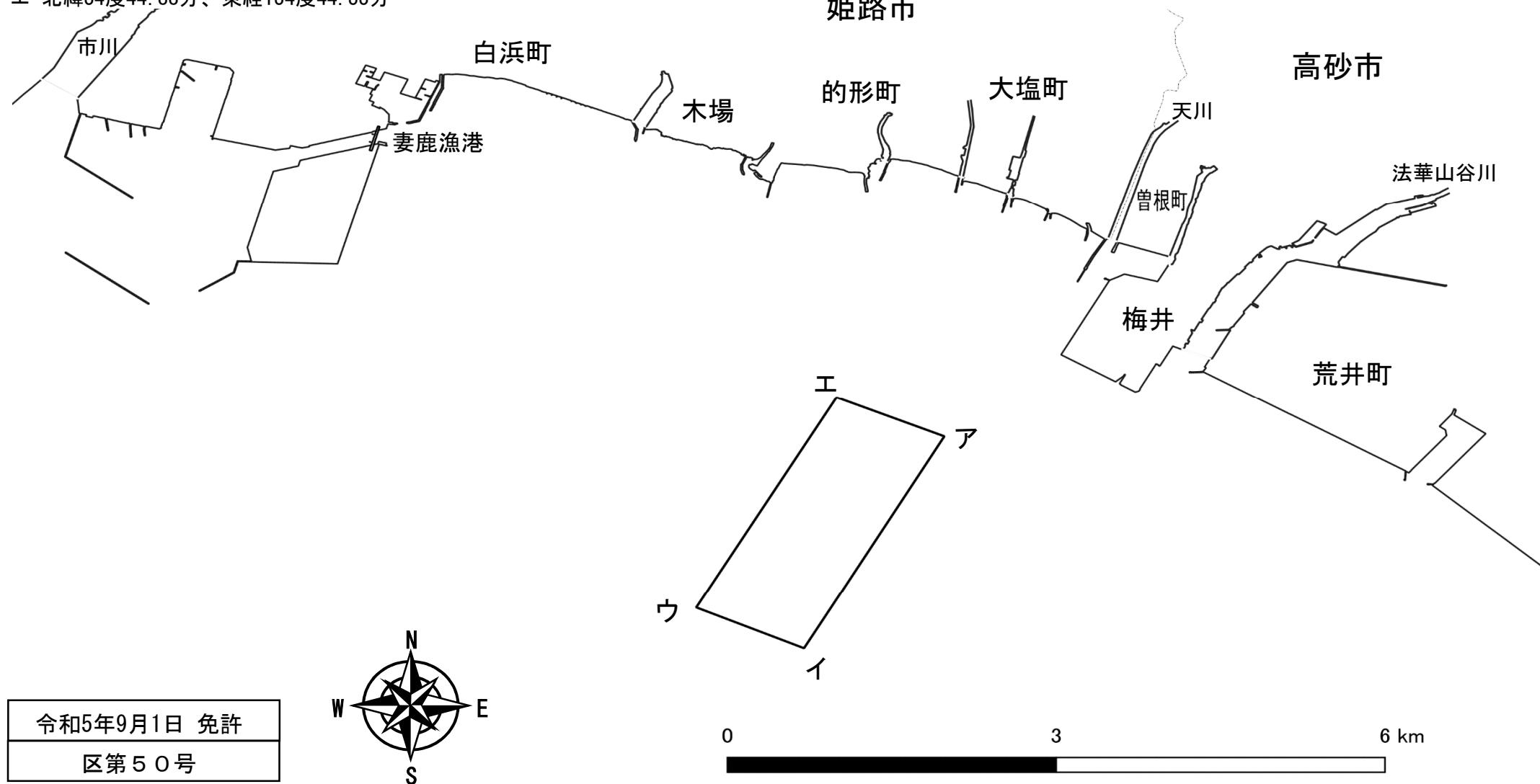
点の位置

ア 北緯34度44.67分、東経134度44.86分

イ 北緯34度43.53分、東経134度44.17分

ウ 北緯34度43.75分、東経134度43.64分

エ 北緯34度44.88分、東経134度44.33分



1	表 示				表示番号	表 示
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日
	漁場	別紙漁場図のとおり				
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり養殖業 9月10日から5月10日まで				
	主な漁獲物					
	漁業の時期					
制限 又は 条件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。					
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区
順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号
1	高砂市高須18番8号 伊保漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日					
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第50号	摘要		

免許番号	区第50号	摘要					
共 有 漁 業 權 事 項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備 考
	順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	事 項	
1	高砂市高須18番8号 伊保漁業協同組合 姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合						